平成２７年（フ）第５６号
栃木県宇都宮市若草３丁目13番22号
破産者　株式会社美創
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５７号
栃木県宇都宮市一ノ沢町261－１、住民票上の住所栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目３番26号
破産者　海野　祐二
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９４号
栃木県宇都宮市細谷町626番地　県営細谷住宅14棟14号
破産者　越井　洋子
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４８７号
埼玉県越谷市大字大杉437番地
破産者　ワンデーサービス株式会社
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３３０号
山梨県中央市布施1654番地５
破産者　有限会社ＦＯＣＵＳ　ＳＥＲＶＩＣＥ
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
長野県松本市新橋６番12号
破産者　株式会社竹村組
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１５号
長野県北安曇郡松川村5693番地71
破産者　日炭物流株式会社
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１８号
長野県大町市大町3687番地３
破産者　信濃加炭株式会社
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３８５号
静岡県沼津市大諏訪870番地の１
破産者　株式会社サンテック
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
三重県津市長岡町800―175、住民票上の住所三重県津市中河原2003番地36　大井住宅Ａ－12
破産者　山口　幸太
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１７５号
三重県津市白塚町5300番地９、前住所三重県津市高野尾町3080番地181
破産者　ＳＡＭ　Ｓｐｅｅｄ　Ｗａｙこと　藤井　治
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３７６号
兵庫県姫路市南条２丁目98番地
破産者　株式会社兵姫生コン
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４０３号
兵庫県姫路市大津区勘兵衛町２丁目８番地１　グランモア勘兵衛101
破産者　大河内公輔
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３２５号
福岡市中央区高砂１丁目11番１号
破産者　ウイスコ株式会社
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２４９号
福岡市東区多の津４丁目19番３－１
破産者　株式会社マストオマージュ
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４号
北海道北斗市七重浜７丁目１番８号
破産者　株式会社横岡建設
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２６号
北海道常呂郡訓子府町旭町14番地
破産者　株式会社堤呉服店
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
長野県飯田市松尾上溝2910番地９
破産者　酒井ガラス建材株式会社
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第９３号
長野県飯田市松尾上溝2910番地９
破産者　有限会社酒井硝子店
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第２００号
岐阜県郡上市八幡町初納９番地３、前住所岐阜県郡上市白鳥町白鳥994番地
破産者　マルマタ商店こと　曽我　利男
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２２５号
高知県香南市香我美町徳王子1797番地１　ロンジェヴィータ203
破産者　冬頭　　衛
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所